

富士吉田市告示第 99 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所、又は居所が明らかでない  
ので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び富士吉田市税条例（昭  
和 29 年条例第 29 号）第 18 条の規定により公示送達する。

なお、本書類は富士吉田市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付  
する。

令和 8 年 5 月 15 日

富士吉田市長 堀内 茂

記

1 送達すべき書類の名称 差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者の氏名



3 送達を受けるべき者の住所

